

令和 7 年 10 月 29 日
九個荘農業協同組合

通年輕装勤務の導入について

現在、地球温暖化防止対策の取組みとして、職員のエコスタイル(ノーネクタイ・ノー上着)を 5 月 1 日から 10 月 31 日まで実施しておりますが、さらにその意識を高めるとともに、働きやすい服装での能率向上を目的として、通年輕装勤務を導入いたします。

今後とも、役職員の働きやすい環境づくりを通じて、サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1.実施概要 通年輕装での勤務とします。

2.対象者 全役職員

3.開始日 令和 7 年 11 月 1 日

軽装勤務の考え方としては、執務における服装として JA 職員としての信用と品位を損なわず、お客様に不快感を与えない清潔感のある服装、TPO(時間、場所、場合)に応じた服装であること。

軽装に含まれるもの (例)ノーネクタイ・ノージャケット・ポロシャツ・カーディガン・セーター・チノパン など

軽装に含まれないもの (例)タンクトップ・Tシャツ・ジーパン・短パン・ハーフパンツ・極端に丈の短いスカート など

式典への出席など、社会通念上必要と判断される場合は、ワイシャツやスーツを着用するなど TPO に応じた服装を着用すること。